

市民生活

後期高齢者医療保険料率などの決定について

8・9年度の後期高齢者医療保険料(以下、「保険料」)の料率は、1月の東京都後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」)議会で、決定しました。

財政運営の仕組み被保険者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費の支払いにあてるため、医療費から自己負担分を除いた医療費給付の約1割を保険料として納めていただきます。残りの約9割を公費や現役世代からの支援金で負担しています。保険制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いします

保険料の決め方保険料は「医療分」と「子ども・子育て支援金分(子ども分)」で構成され、被保険者に均等に負担いただく「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担いただく「所得割額」の合計額となります(下図の通り)

保険料の軽減措置所得に応じて3つの措置があります①均等割額の軽減=下表1の通り②所得割額の軽減=下表2の通り③被扶養者だった方の軽減=下表3の通り

8年度の保険料の通知4月の年金から保険料が天引き(特別徴収)されている方は、6年中の所得に応じた仮算定の保険料額の徴収です。7年中の所得に応じた8年度の保険料額決定は、7月中旬に市から「決定通知書兼納付(納入)通知書」を発送予定です

制度について(土曜・日曜日・祝日を除く午前8時半～午後5時)広域連合お問い合わせセンター ☎0570・086・519(I P 電話の方は ☎03・3222・4496)、FAX 0570・086・075、または広域連合 ☎「東京いきいきネット」をご覧ください▼**個別の相談**=市保険年金課高齢者医療係 ☎042・470・7846



東京いきいきネット

市税(料)などの納付には口座振替のご利用を

口座振替はご指定の金融機関の口座から、納期限の日に自動的に期別分を引き落とす制度です。ご自身で納付する手間が省け、納め忘れがなくなるなどの利点があります。ぜひご利用ください。

税(料)目市民税・都民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(所有する全ての車両が対象)、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

利用可能な金融機関★西武信用金庫、★みずほ銀行、★三菱UFJ銀行、★三井住友銀行、★りそな銀行、★埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、★きらぼし銀行、★東和銀行、★西京信用金庫、東京信用金庫、★青梅信用金庫、★多摩信用金庫、中央労働金庫、東京みらい農業協同組合、東京都信連および東京都の各農協★ゆうちょ銀行・郵便局 ※生体認証ICカードなど一部お取り扱いできないカードもあります。

申し込みについて市内金融機関で手続きができます。なお★印の金融機関からの振替をご希望の場合は、市役所(納税課・保

険年金課・介護福祉課)でも手続き可能です。

市内の金融機関=通帳、通帳届出印▼市役所(納税課・保険年金課・介護福祉課)=①★印の金融機関の口座振替しようとする口座のキャッシュカード(本人名義)②キャッシュカードの暗証番号③手続きに来られる方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

④口座振替をお申し込みした日によって、振替の開始期は異なります⑤市外の金融機関をご利用の方や多忙のため来庁される時間がない場合などは、口座振替依頼書を郵送しますので、納税課管理係へご連絡ください。郵送の場合は、市役所などで配布している「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、納税課宛てに郵送していただければ市が手続きを代行します☎納税課管理係 ☎042・470・7729

8年度固定資産税・都市計画税のあらまし

固定資産税・都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有する方が、その資産価値に応じて納める税で、税率は1.4%です。

都市計画税は、毎年1月1日現在、都市計画区域のうち、市街化区域内に土地・家屋を所有する方が、その資産価値に応じて納め、都市整備などの費用に充てられる目的税で、税率は0.24%です。

固定資産税・都市計画税の税額は、「課税標準額×税率」により算出されます。「課税標準額」は原則として、固定資産課税台帳に登録された価格です。ただし、法律に基づく課税標

準の特例が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低くなります。

土地の価格・税負担

土地の価格は原則として3年ごとに価格の見直し(評価替え)を行う制度が取られています。直近の評価替えは6年度に行われ、原則として8年度は6年度の評価額を据え置きますが、地価の下落により据え置くことが適当でない場合は下落修正を行います。8年度においても税負担の公平性という観点から、個々の土地の価格に対する前年度課税標準額の割合(負担水準)の均衡化を図る調整措置(負担調整)が継続されます。

家屋の評価・税負担

8年度は6年度の評価額を据え置きます。また、次の期間に新築され、固定資産税の新築軽減が適用されていた家屋は、7年度で軽減の適用が終了となり、本来の税額に戻ります。

対象家屋①令和4年1月2日～5年1月1日に建築された一般住宅(次の②以外の家屋)②令和2年1月2日～3年1月1日に建築された3階建て以上の中高層耐火住宅など

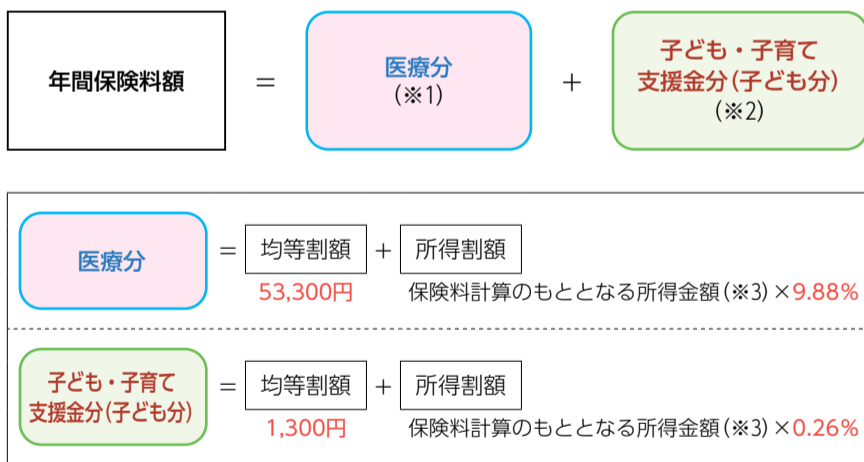
固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送します

固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月1日(金)に発送します。第1期の納期限は6月1日(月)です。

※課税明細書と納税通知書を1冊にまとめています。また、共有物件の納税通知書は、代表者以外の共有者にも送付しています(支払い用の納付書は代表者のみに送付)。

☎課税課土地資産税係・家屋資産税係 ☎042・470・7777(内線2338・2339・2341～2344)

図 8年度の年間保険料額の算出式



- 年間保険料額は、「医療分」と「子ども・子育て支援金分(子ども分)」を計算し、それぞれで100円未満を切り捨てた後の合計額です。
- 年間保険料額の最高限度額は**87万1,000円**です。

「医療分」の最高限度額は**85万円**です。
「子ども・子育て支援金分(子ども分)」の最高限度額は**2万1,000円**です。

※1 「医療分」とは、被保険者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いに充てるため、医療費総額の一定割合をご負担いただく金額です。
※2 「子ども・子育て支援金分(子ども分)」とは、全世代の方や企業様から拠出いただいた支援金による子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとして導入された「子ども・子育て支援制度」によりご負担いただく金額です。
※3 「保険料計算のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額や山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

表1 均等割額の軽減

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円 + (年金または給与所得者の合計数-1) × 10万円 以下	7割(※4)
43万円 + (年金または給与所得者の合計数-1) × 10万円 + (31万円 × 被保険者の数) 以下	5割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数-1) × 10万円 + (57万円 × 被保険者の数) 以下	2割

※4 令和8年度の均等割額については、「医療分」に限り、軽減割合が「7.2割」となります。
*65歳以上(令和8年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。
*世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。
*世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中に東京都で資格取得した方は資格取得時)で行います。
*年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

表2 所得割額の軽減(東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減)

保険料計算のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

表3 被扶養者だった方の軽減

	加入から2年を経過する月まで	加入から2年経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	



高齢者・福祉

さいわい福祉センター 「さをり織り講座」受講者募集

毎月第2・第4火曜日午前10時～正午
 さいわい福祉センター
 市内在住で知的障害または身体障害をお持ちの15歳以上の方
 若干名
 材料費(実費)
 さいわい福祉センター ☎042・477・2711(平日午前9時～午後5時)

認知症介護者家族会

認知症のある方を介護するご家族の方、一人で介護の悩みをかかえていますか。日々のことや心配ごとなど、気軽に話し、ほっとできる場所として開催しています。5月は中部・西部地域包括支援センター主催です(6月は東部地域包括支援センターで開催します)。事前にお申し込みの上ぜひご参加ください。

■中部地域にお住まいの方
 対象地域 学園町・ひばりが丘団地・本町・中央町・幸町・南沢・前沢一～三丁目・南町
 日場 5月11日(月)午後1時15分～2時

半、中央町地区センター第1会議室
 中部地域包括支援センター ☎042・470・8186または ☎042・451・5121

■西部地域にお住まいの方
 対象地域 前沢四・五丁目、滝山・下里・柳窪・野火止・八幡町・弥生
 日場 5月8日(金)午後1時15分～2時半、西部地域センター第2講習室
 西部地域包括支援センター ☎042・472・0661

東京都シルバーパス 新規(4月～9月)購入手続き

満70歳以上の都民の方には、申し込みにより都営交通・都内民営バス等が利用できる「東京都シルバーパス」を(一社)東京バス協会が発行します。なお、シルバーパスの利便性の向上等のため、10月の一斉更新にあわせ、現行の磁気カードからICカード(PASMO)に移行します。

有効期限 発行日～9月30日(水)
 対象 都内に住所を有する満70歳以上の方
 ①住民税が課税の方=6,000円(4月～9月の申し込みは有効期間が短いため、満額12,000円の半額です)
 ②住民税が非課税の方=1,000円
 ③住民税が課税で、合計所得金額が

135万円以下の方=1,000円
 必要書類 本人確認書類(健康保険証または運転免許証など)。ただし前記費用の②・③に該当する方は次のいずれか1点も追加が必要です。(ア)「介護保険料額決定通知書兼納入通知書」の所得段階区分欄に「第一段階～第六段階」のいずれかの記載のあるもの(イ)住民税課税証明書または非課税証明書(ウ)生活保護受給証明書
 (ア)は再発行はできません。お手元がない場合は(イ)の取得を ※市課税課(市役所2階)または各連絡所で取得可
 (ア)(イ)は、8年度の書類が発行されるまでは7年度の書類で代用可
 (ウ)は4月1日以降に発行され、生活扶助受給が確認できるものに限る
 必要書類を用意の上、最寄りのバス営業所・都営地下鉄定期券販売所等のシルバーパス発行窓口で東京バス協会シルバーパス専用電話 ☎03・5308・6950(土曜・日曜日・祝日を除く午前9時～午後5時)



ごみ・住環境

4月29日(水)のごみ収集

4月29日は祝日ですが、平日と同様に収集します。

ごみと資源物は、決められた収集日の当日、午前8時半までに出してください。小型廃家電類を除く全品目が戸別収集です。

ごみ収集日や分別などのごみ出しルールは市で確認ください。

ごみ対策課 ☎042・473・2117(粗大ごみの申し込みは ☎042・473・2118またはインターネットで)



市



宅地内雨水浸透ます および雨水タンクの設置補助

地表面のコンクリートやアスファルト化などによる雨水の地下浸透量の減少は、湧水や河川の水量に影響を与えます。雨水浸透ますは、屋根に降った雨水を地下へ戻し、地下水を涵養する効果が期待できます。また雨水タンクは、河川への雨水の流出を制御する効果が期待できます。市内の豊かな水辺環境を保全するため皆さんのご協力をお願いします。

■既存住宅に雨水浸透ますを設置する際の補助金
 申請対象者 敷地が1,000㎡未満の既存の個人住宅(新築、増築等を除く一般住宅)で、東久留米市宅地開発等に関する条例に該当しない住宅を所有する方

補助金額 設置状況により、経費の全部または一部を補助

申請期日 12月28日(月)まで

■雨水タンクを設置する際の補助金

申請対象者 市内で個人が所有する住宅等に雨水タンクを設置し、使用する方(敷地面積が500㎡以上の新築住宅を除く)

補助金額 本体価格の一部を補助

申請期日 12月28日(月)まで

《共通事項》

※どちらも設置後の申請はできません

環境政策課 ☎042・470・7753

障害がある方のための手当

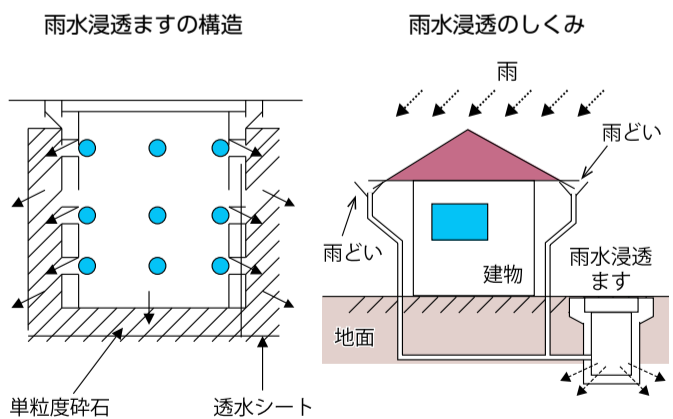
障害福祉課 ☎042・470・7747

8年4月分より、特別障害者手当と障害児福祉手当の支給月額が下表のとおり改定されました。

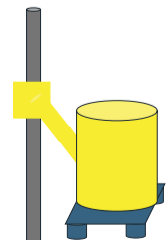
表 改定後手当額一覧

手当	対象	支給月額※
特別障害者手当	20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の方。ただし、施設入所者および病院等に継続して3カ月を超えて入院している方は支給されません。 ※本人および扶養義務者等の所得制限あり。	8年3月まで 29,590円 8年4月から 30,450円
障害児福祉手当	20歳未満で、精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の方。 ※本人および扶養義務者等の所得制限あり。また、施設入所者および障害年金等の受給者には支給されません。	8年3月まで 16,100円 8年4月から 16,560円
心身障害者福祉手当	次の①・②のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症のいずれかに該当する20歳以上の方 ②身体障害者手帳3・4級の方、愛の手帳4度の方、難病医療費助成受給者の方 ※20歳以上は本人、20歳未満は扶養義務者等の所得制限あり。また、施設入所の方、65歳以上で新たに対象要件を満たした方、児童育成手当の障害手当を受給中の方は支給できません。	①15,500円 ②4,000円
心身障害者福祉手当住宅加算	次の①・②のすべてに該当する方 ①月額15,500円の心身障害者福祉手当を受給している方 ②市内の民間アパート・借家等にお住まいで、市より他の住宅扶助を受けていない非課税世帯の方	3,500円
重度心身障害者手当	常時特別な介護を必要とする65歳未満の重度心身障害者で次の①～③のいずれかに認定された方 ①重度の知的障害で常時特別な介護を必要とする方 ②重度の知的障害と身体障害の重複障害の方 ③重度の肢体不自由で四肢機能が失われ座ることが困難な方 ※都が直接判定を行います。20歳以上は本人、20歳未満は扶養義務者等の所得制限あり。また、施設入所者および継続して3カ月を超えて入院している方には支給されません。	60,000円

※支給回数は手当により異なります。



雨水タンク本体と接続部品(黄色い箇所)が補助対象となります。
 ※土台は含まれません。





お知らせ

〔(仮称)グロープライドみらいフィールドプロジェクト〕環境影響評価書の縦覧・閲覧について

事業所から〔(仮称)グロープライドみらいフィールドプロジェクト〕に関する環境影響評価書が提出されたため、公示の上、縦覧等を行います。

縦覧・閲覧期間 4月24日(金)～5月8日(金)**縦覧場所**市環境政策課(市役所5階)、都環境局総務部環境政策課(都庁第二本庁舎19階)、都多摩環境事務所管理課(立川合同庁舎3階)、小平市役所環境政策課(市役所4階)**閲覧場所**市政情報コーナー(市役所1階)、中央図書館2階参考図書室、東部図書館、滝山図書館、ひばりが丘図書館、ひばりが丘図書館における閲覧は、開館時間内となります(各図書館の休館日を除く)。詳細は都環境局総務部環境政策課へ☎東久留米市環境政策課☎042・470・7753

援農ボランティアを募集します!

市内の農家さんの農作業を手伝っていただける援農ボランティアを募集します。この援農ボランティア養成事業では、半年間程度、農業に関する講義や、農家での実習を受けてから、ボランティアの認定を行いますので、初心者の方も安心してご参加いただけます。参加者向けの説明会を開催するため、市などで内容をご確認の上、お申し込みください。**日**5月13日(水)午前10時半～正午**場**市役所7階701会議室**内容**事業説明、実習受け入れ農家との顔合わせ**対**18歳

以上75歳以下で健康な方**注**ボランティア活動のため賃金や交通費、弁当などの報酬はありません。無償での活動であることをご理解いただいた上でお申し込みください**用**市**用**および地域振興課窓口(市役所6階)で配布している「参加申込書」に必要事項を記入の上、4月30日(木)までに郵送(〒203-8555、市役所地域振興課宛て)、☎(chiikishinko@city.higashikurume.lg.jp)または同課へ持参を(閉庁日時を除く)**用**同課農政係☎042・470・7743



「主催者賠償責任保険」加入のお知らせ

市では、社会教育活動を実施する際に、責任者や指導者等(以下主催者)が安心して活動できるよう「社会教育活動主催者賠償責任保険制度」を実施しています。

保険料の支払い無料(掛け金は全額市が負担します)

補填対象▼主催者の過失により生じた事故等に対する損害賠償▼万一裁判になったときの訴訟費用 ※天変地異による事故など、対象外となる事由もありますので、あらかじめ**用**から約款をご確認ください。なお、この保険は傷害保険ではありません

加入対象半数以上が市内在住・在勤・在学の方で構成される次の①～⑤の活動を行う団体の責任者など

①子ども会②スポーツ③社会教育④社会奉仕⑤青少年健全育成等活動

補填内容①対人・対物の損害てん補

限度額=1事故につき2億円(免責0円)②人格権侵害てん補限度額=1事故100万円(免責1,000円)

保険期間7月1日(水)午後4時～9年7月1日(水)午後4時

注例年と申込期間が異なりますのでお気を付けください

用土曜・日曜を除く5月11日(月)～29日(金)の午前9時～正午、午後1時～5時に、指定の加入申請書(市文化協会窓口または同協会**用**で取得)

・団体の会則または規約を持参し、同協会(生涯学習センター内)まで提出を ※受付期間以降も随時受け付けします。毎月原則20日締め切りとなり、加入は翌月の1日からになります。**用**同協会☎042・477・4700または市生涯学習課☎042・470・7784

市**用**同協会**用**

戦争体験談等を募集・公開しています

戦争の悲惨さを記録し、次世代に受け継いでいくため、戦争にまつわる体験談(空襲体験、被爆体験、学童疎開、親や祖父母から聞いた話など)を募集しています。また、お寄せいただいた体験談は市**用**で公開しています。

対市内在住または市にゆかりのある方**用**▼応募された体験談に関する著

作権は市に帰属します▼応募書類は返却しません▼すべての体験談を活用できるわけではありません▼一部のみの引用や表現の修正をする場合があります**用**応募用紙(市**用**からダウンロード)に必要事項を記入の上、体験談など(様式不問・2,400字以内)を添付して、郵送(〒203-8555、市役所総務部総務課庶務担当宛て)、☎(件名に「戦争体験談の応募」と明記の上、somu@city.higashikurume.lg.jp)または同課窓口(市役所4階)へ持参を(平日午前8時半～午後5時15分(正午～午後1時を除く))**用**同課庶務担当☎042・470・7714

令和9年

二十歳(はたち)のつどい

20歳になられた皆さまの新しい門出を祝福するため、「二十歳(はたち)のつどい」を開催します。

日9年1月11日(月・祝)▼1回目=午前10時半から▼2回目=午後1時半から**場**生涯学習センター**対**平成18年4月2日～19年4月1日に生まれた方▼1回目=久留米・東・大門・中央中学校の学区にお住まいの方▼2回目=西・南・下里中学校の学区にお住まいの方**用**市文化協会☎042・477・4700、または市生涯学習課生涯学習係☎042・470・7784

市**用**

(8面へ続く)

「令和8年度経済センサスー活動調査」を実施します

支所を有さない比較的小規模な事業所や個人経営の事業所へ、4月中にインターネット回答用の調査書類が郵送されます。ぜひインターネットでご回答をお願いします。

調査対象全国のすべての事業所および企業

この調査は、すべての産業分野の経営項目を同一時点で網羅的に把握し、国内の事業所や企業の経済活動を全国および地域別に明らかにすることを目的とした、国が行う調査の中でも特に重要かつ大規模な統計調査です。調査書類に同封の「インターネット回答利用ガイド」等をご覧の上、回答をお願いします。

未回答の事業所や新たに把握した事業所には、5月に調査員がお伺いして紙の調査票を配布します。インターネットでご回答いただくか、記入した紙の調査票を調査員に提出または市に郵送提出してください。調査結果は、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されます。

回答いただいた内容は、「統計法」により、国が適正に管理し、統計作成目的以外(例えば徴税資料など)に使用することはありません。

用経済センサスー活動調査コンタクトセンター☎0120・138・102

同調査キャンペーンサイト**用**

4月1日付市人事異動

市では、4月1日付で部課長および係長・係員の異動を行いました。部課長級の異動は次の通りです(カッコ内は前職)。

■部長級

▼議事事務局兼議事事務局次長事務取扱(都市建設部長)道辻正信▼企画経営室参事(教育部長)小堀高広▼総務部長兼管財課主幹事務取扱(子ども家庭部長)功刀隆▼子ども家庭部長(総務部総務課長)森田吉輝▼都市建設部長(都市建設部道路計画課長)吉川雅継▼教育部長(企画経営室企画調整課長)佐藤貴泰

■課長級

▼企画経営室企画調整課長(企画経営室行政経営課長)白土和巳▼企画経営室行政経営課長(子ども家庭部子育て支援課長)沼田多加志▼企画経営室公共施設マネジメント推進課長兼主査事務取扱(企画経営室行政経営課公共施設マネジメント担当課長)板倉正弥▼企画経営室秘書広報課長兼秘書係長事務取扱(子ども家庭部子育て支援課長補佐兼保育・幼稚園係長)後藤博栄▼総務部総務課長(総務部職員課長)栗岡直也▼総務部職員課長(市民部市民課長)斉藤真由美▼総務部管財課長(市民部課税課長兼土地資産税係長事務取扱)速水晃嗣▼市民部地域振興課長(市民部産業政策課長)飯田嘉紀▼市民部市民課長(環境安全部環境政策課長)浅海希▼市民部課税課長(選挙管理委員会事務局長)岩澤純二▼市民部納税課長(市民部納税課長兼管理係長事務取扱)佐川公行▼環境安全部(危機管理室)防災防犯課長(環境安全部(危機管理室)防災防犯課長兼主査事務取扱)市澤信明▼環境安全部環境政策課長(企画経営室行政経営課長補佐兼主査)早瀬裕隆▼福祉保健部福祉総務課長兼高齢者福祉係長事務取扱(総務部管財課長)桑原直人▼福祉保健部生活福祉課長(企画経営室秘書広報課長兼秘書係長事務取扱)井出義博▼福祉保健部健康課長(監査事務局長)島崎修▼子ども家庭部保育幼稚園課長(教育部生涯学習課長兼スポーツ振興係長事務取扱)桜井昌紀▼都市建設部道路計画課長(都市建設部施設建設課長)平山重和▼都市建設部施設建設課長(都市建設部施設建設課長補佐兼主査)遠山元▼会計課長(市民部生活文化課長)木村大輔▼教育部教育総務課長(教育部教育総務課長兼施設管理係長事務取扱)藤竜也▼教育部指導室主幹・統括指導主事(東京都)田邨佳宏▼教育部生涯学習課長(市民部納税課長補佐兼納税係長)森山知佳▼選挙管理委員会事務局長(福祉保健部健康課長)新妻理成▼監査事務局長(会計課長)弓削丈士

用職員課☎042・470・7716

(7面から続く)

市民アンケート調査を実施します

市が実施しているさまざまな行政サービスに関する成果や実績などを把握するため、「市民アンケート調査」を実施します。市内在住の18歳以上の方の中から無作為に3,000人を抽出し、4月下旬に調査はがきを送付する予定です。はがきが届いた方は、ご協力をお願いします。回答は、原則インターネットより可能です。調査結果は市HPなどで公表します。

☎行政経営課 ☎042・470・7704



東久留米小山茶園サポーターズクラブメンバー募集

「小山茶園」は、東久留米市の北部、小山地域に広がる「小山緑地保全地域」の一角にある、お茶畑です。お茶と自然を愛する市民のボランティアで、お茶の木の管理作業をし、毎年おいしいお茶を作って、市内のイベント時に活用したり、消費者啓発活動を行ったりしています。今年も、当クラブでは新しいメンバーを募集します。興味のある方は、ぜひご入会ください。

☎ 3月～10月までの毎月第2・4土曜日午前9時～11時頃 ☎小山緑地保全地域内茶畑(小山1-16) ☎電話で地域振興課へ(随時受け付け) ☎地域振興課消費生活・施設係 ☎042・470・7743

「東京における都市計画道路の整備方針」 (第五次事業化計画) を策定しました

☎都都市整備局街路計画課 ☎03・5388・3379
市道路計画課道路交通計画係 ☎042・470・7768

都と特別区および26市2町は、都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、優先的に整備すべき路線を定めた「事業化計画」を過去4回にわたり策定し、事業の推進に努めてきました。現行の整備方針(第四次事業化計画)は令和7年度までの計画期間としており、新たな整備方針の策定に向け、これまで都民の皆様の貴重なご意見・ご提案を参考にまとめ、東京が目指すべき将来像を実現するため、新たな「東京における都市計画道路の整備方針」を令和8年3月に策定しました。

本方針における本市域の都市計画道路については、下図の通り都施行1区間、市施行3区間の計4区間を選定しました。

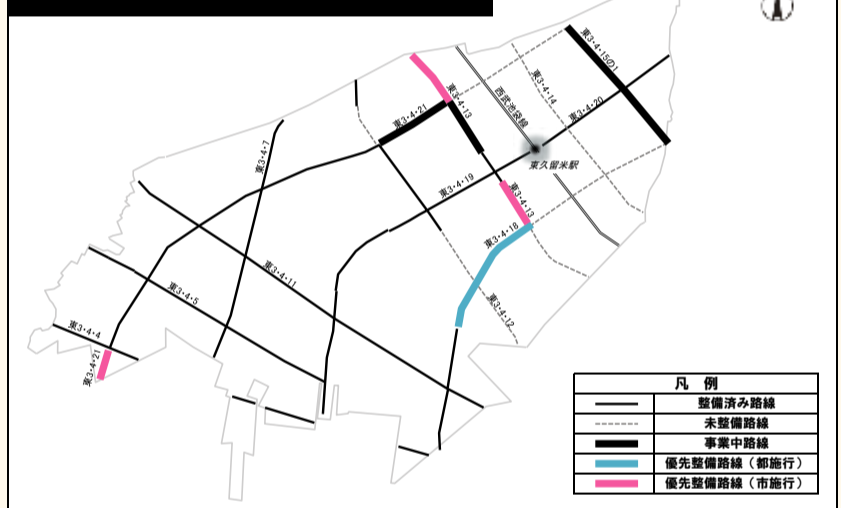
検討にあたりご意見等をいただきました皆さんへ深く感謝申し上げます。

今後は本整備方針に基づき都市計画道路の整備に努めてまいります。詳細は都HPでご覧いただけます。



都HP

東久留米市 都市計画道路網図



官公署だより

林野火災警報等の運用について

1月から5月の林野火災多発期に一定の気象条件を満たした場合、市町村ごとに林野火災警報等が発令されます。この警報が発令されると、対象区域ではたき火や火入れ、花火などの火の使用が制限され、従わない場合は罰則が適用されることがあります。キャンプや登山など、レジャーで外出することが多くなるこの時期は、行先の林野火災警報等の発令状況を確認し、火気の使用を控えるなど林野火災防止にご協力ください。対象区域の林野火災警報等の発令状況については、東京消防庁HPなどでご確認ください。

☎東久留米消防署防火査察係 ☎042・471・0119



東京消防庁HP

青い鳥郵便葉書を無償配布します

日本郵便株式会社では、身体障がい者および知的障がい者の福祉に対する理解と認識を深める事を目的として、

重度の身体障がい者および重度の知的障がい者で希望される方に、郵便はがき1種類20枚を差し上げます。

配布対象 重度の身体障がい者(1級または2級の方)・重度の知的障がい者(療育手帳に「A」または1度、2度と表記されている方)

受付期間 6月1日(月)まで

申込方法 郵便局窓口で、身体障害者手帳・療育手帳・ミライIDを提示し、所定の申込書を提出(代理の方の提出も可能。郵送の場合は、手帳の写しの同封が必要)

お渡し方法 郵送のみ

☎東久留米郵便局 ☎0570・943・109(ナビダイヤル)

プロから学ぶ「庭木の剪定」
～庭のお手入れのしごとを体験してみませんか～

☎ 5月28日(休)午前10時～午後1時 ☎シルバークリニック(下里4-1-44)
☎ 先着20人 ☎ 4月15日(休)午前9時から ☎電話で(公財)東京しごと財団シルバークリニック担当係 ☎03・5211・2326



市民伝言板

会員募集

◆ユニカール東久留米 = ☎毎週水曜 日午前9時～正午 ☎青少年センター ☎入会金1,000円、会費年3,000円 ☎じゅうたん上で行うカーリング。シニア向けの適度な運動です ☎吉川 ☎080・6818・3065

◆中国健康法普及協会 = ☎月曜～土曜 日午前9時～9時半 ☎あじさい公園 ☎入会金1,000円、会費年2,000円 ☎フジテレビで放映された健康体操。初心者大歓迎です ☎滝島 ☎090・3216・0873

◆謡曲・観世流(東久留米修声会) = ☎毎月第一・第三金曜 日午前10時～11時 ☎滝山団地第2集会所 ☎会費月5,000円 ☎プロの能楽師の指導のもとでシテ・ワキ・地謡等分担して謡います ☎江口 ☎042・473・2463

◆アリアンテ ダンスクラブ = ☎毎週土曜 日午前9時20分～10時10分 ☎スポーツセンター第二体育室 ☎会費月4,100円 ☎小学生が中心でHIP HOPダンスを楽しんでいます ☎宮澤 ☎090・4741・4422

◆ふおーくだんすばらのかい = ☎月2回。第二・第四土曜 日午後1時～3時 ☎スペース105(市役所向かい) ☎会費月2,000円 ☎駅近で広い稽古場です。土曜の午後はお子さんを連れて楽しみませんか ☎阿久津 ☎042・476・1106

催し

◆「野生の鳥たち」写真展(落合川清掃ボランティアグループ) = ☎5月16日(土)～20日(水) 午前10時～午後5時(初日は正午から、最終日は午後3時まで) ☎スペース105(市役所向かい) ☎無料 ☎野鳥のさまざまな表情をごらんください ☎高橋 ☎090・3040・5195

◆少林寺拳法無料体験会(東久留米市少林寺拳法連盟) = ☎毎週水曜・金曜・土曜 日午後7時～9時 ☎第五小学校(水曜日)、第一小学校(金曜日)、スポーツセンター(土曜日) ☎他 ☎無料(随時開催しています) ☎詳細はお問い合わせの上、運動のできる服装でお越しください。対象、子供から一般 ☎伊藤 ☎090・4019・8369

